参考様式第５－１号

令　和　8　年　2　月　25　日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

横浜町長

市町村名 （市町村コード）	横浜町 （406）
地域名 （地域内農業集落名）	北地区 （桧木・大豆田・鶏沢・1、2号有畑・浜田）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月25日 （第2回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢60歳である。現状、各農家が農業を経営できる範囲での規模となっているが、今後担い手不足が深刻な状況にあり遊休農地が増加していくことが予想される。また、農地の集積・集約に関しても、一区画が細かく基盤整備の必要性やその他、機械の更新・修繕費用や肥料・飼料等の価格高騰や販売額の低迷などが課題として挙げられた。
【地域の基礎的データ】
農業者:67人（うち50歳代以下15人）、団体経営体（法人・集落営農組織等）2経営体、従業員等5人
主な作物:水稲、飼料作物、なたね、ばれいしょ

（2）　地域における農業の将来の在り方

機械の共同利用や農作業の効率化のため集落営農や法人化を進め、農作業の効率化を図ることが必要であり、集約化することによりスマート農業の導入での効率化も見込むことができる。また、元々耕作に向かない農地を農家同士で情報共有することが収益の向上にもつながる。併せて今後遊休農地になり得る農地についても町の主な作物である飼料作物等の作付けに取り組んでいく。
また、担い手不足解消のため、集落営農組織の体制作りが求められてくる。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	555　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	331　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者、経営拡大意向の農家を中心に農地集積を進める。
（2）農地中間管理機構の活用方針
・地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、受け手・出し手の意向を勘案し、段階的に集約化を進める。
（3）基盤整備事業への取組方針
・農業者のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の基盤整備を検討していく。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
・町やJA、県と連携し、地域内外から多様な経営体を募り、農業用機械の共同利用や農業経営に関する相談等、切れ目の　ない取り組みを展開する。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内で農作業の効率化を図るため刈取作業はJAへ委託、作物の乾燥調整作業等は地域の精米所等に委託していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	☑	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

④今後、水稲作付しない水田に関しては、飼料作物や畑作物への畑地化を進めていき、農地利用を進めていく。